

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年9月 26 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2500267 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2500046 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成元年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 12 万 6,000 円とすることが必要である。

平成元年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成元年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 61 年 4 月 1 日から平成元年 3 月 31 日まで A 事業所に勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成元年 3 月 30 日となっており、納得できない。調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の記録、同僚の回答、同僚から提出された給与明細書等から判断すると、請求者は、請求期間において A 事業所に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 事業所における平成元年 2 月の標準報酬月額の記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 法人は不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2500256 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2500047 号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 12 月
② 平成 16 年 12 月

日本年金機構からの案内により、請求期間①及び②について、A社(当時は、B社)における厚生年金保険の賞与の記録がないことが分かった。

A社では毎年賞与が支給されており、請求期間①及び②にも賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、同法に基づき標準賞与額を認定するに当たっては、各請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要がある。

しかし、A社は、日本年金機構に対し、請求者の請求期間①及び②における賞与支払の有無については不明と回答している。

また、請求者は、i) A社に係る経理、総務及び人事に係る業務を行っているC社に対し、請求期間①及び②に係る賞与の支払について自ら照会を行ったところ、同社からは当時の記録がなく不明である旨の回答を既に受けていること、ii) 自身が現在、同社の関連会社に在職していること等を鑑みると、A社、C社、同僚等に対し、これ以上の照会を行うことは差し控えてほしい旨陳述しており、当該各期間の賞与の支払及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者から請求期間①及び②に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる資料等の提出はなく、請求者の当該各期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、A社から賞与の支払を受け、当該各期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。